

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(前 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 医学研究科に、研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 研究科長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u> <u>ただし、引き続き3年を超えることができない。</u></p> <p><u>4</u> 研究科長は、医学研究科の校務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p> | <p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 研究科長の任期は、<u>2年とする。</u></p> <p>4 研究科長は、再任されることができる。<u>ただし、引き続き再任する場合の任期は1年とし、引き続き4年を超えることができない。</u></p> <p><u>5</u> (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年10月1日から施行する。</p> |